

令和6年度 大東市教育委員会 12月 定例会 会議録

1. 開催年月日

令和6年12月20日（金） 午前10時00分～午前10時30分

2. 開催場所

大東市教育委員会会議室

3. 出席者（4名）

- | | |
|-------|-----------------|
| ・教育長 | 岡本 功 |
| ・教育委員 | 齊藤 めぐみ |
| ・教育委員 | 中野 健一郎 |
| ・教育委員 | 澤田 真由美（オンライン出席） |

4. 出席説明員（13名）

- | | |
|-----------------------------|-------|
| ・教育総務部長兼教育企画室長 | 北本 賢一 |
| ・学校教育政策部長 | 渡邊 良 |
| ・教育総務部総括次長兼学校管理課長 | 芦田 雄一 |
| ・学校教育政策部総括次長兼指導・人権教育課長 | 村島 正浩 |
| ・教育総務部教育総務課参事兼野崎青少年教育センター所長 | 前島 康浩 |
| ・教育総務部教育総務課北条青少年教育センター所長 | 青木 浩之 |
| ・教育総務部兼学校教育政策部教育企画室課長 | 有東 良博 |
| ・教育総務部家庭・地域教育課長 | 長町 幸一 |
| ・学校教育政策部教職員課長 | 泉谷 匡俊 |
| ・学校教育政策部ICT教育戦略課長 | 川阪 栄介 |
| ・学校教育政策部課長兼教育研究所長 | 浅井 裕子 |
| ・産業・文化部生涯学習課長 | 家村 幸一 |
| ・教育総務部教育総務課課長補佐 | 西村 公江 |

5. 傍聴者 2名

6. 議事日程

日 程 第 1 会議録署名委員の指名について

日 程 第 2 教育長の報告

日 程 第 3 教委議案第36号
大東市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について

日 程 第 4 一般業務報告

7. 教育長の報告 資料

令和6年 11月

令和6年12月20日
教育長報告 資料

日	曜	教育長活動予定（太字:教育長・教育委員出席）	備考
1	金	教育委員管外視察（愛知県春日井市）	
2	土		
3	日	文化の日表彰式典、市こ連フェスティバル表彰式	
4	休	振替休日	
5	火	予算決算委員会（後期全体会）、生徒会役員交流会（南郷中）	
6	水	運動会（諸福幼）、生徒会役員交流会（諸福中）	
7	木	校園長会	
8	金	教育に関する特別委員会、 弁論大会	
9	土	北条ふれ愛フェスティバル	
10	日	第44回だいたい市民まつり	
11	月		
12	火	人権の花運動（三箇小）、スマスク授業公開研究会（氷野小）、表敬訪問（チアダンス）	
13	水	近畿市町村教育委員会研修大会（オンライン）	
14	木	幼稚園教育振興連絡協議会保護者講演会	
15	金	幹部会議、租税教室感謝状贈呈式	
16	土	大東退職教職員作品展	
17	日		
18	月	経営会議	
19	火	教頭・主任会、生徒会役員交流会（北条中）	
20	水	教育委員会定例会	
21	木		
22	金	勤労感謝の日表敬訪問（大東中央幼稚園）	
23	土	社会教育関係団体連絡協議会スポーツ大会、薬物乱用防止対話集会	
24	日	農業まつり	
25	月	本会議、予算決算委員会（前期全体会）	
26	火		
27	水	大東市小学校連合音楽会	
28	木	感謝状贈呈式	
29	金	生徒会役員交流会（大東中）、（仮称）ほうじょう学園の設置に関する検討委員会、人権週間街頭啓発	
30	土		
≪備考≫ 変更となる場合があります。			

令和6年 12月

令和6年12月20日
教育長報告 資料

日	曜	教育長活動予定 (太字:教育長・教育委員出席)	備考
1	日		
2	月	未来づくり委員会・予算決算委員会(未来づくり分科会)	
3	火		
4	水	北河内地区中学校連合音楽会	
5	木	校園長会、人権週間記念のつどい	
6	金		
7	土	「図書館を使った調べる学習コンクール」表彰式	
8	日	大東第九コンサート	
9	月		
10	火	教頭・主任会	
11	水		
12	木		
13	金	予算決算委員会(後期全体会)	
14	土		
15	日		
16	月	本会議	
17	火	本会議	
18	水	本会議	
19	木		
20	金	教育委員会定例会	
21	土		
22	日		
23	月		
24	火		
25	水	四条北小学校長寿命化設計業務プロポーザル方式事業者選定委員会	
26	木		
27	金		仕事納め
28	土		
29	日		
30	月		
31	火		
<<備考>> 変更となる場合があります。			

令和7年 1月

令和6年12月20日
教育長報告 資料

日	曜	教育長活動予定（太字:教育長・教育委員出席）	備考
1	水		
2	木		
3	金		
4	土		
5	日		
6	月	年頭挨拶、経営会議	仕事初め
7	火		
8	水		
9	木		
10	金	教育に関する特別委員会	
11	土		
12	日	出初式	
13	月	「成人の日」記念式典	
14	火	総合教育会議	
15	水	校園長会	
16	木	幹部会議、市町村教育委員会研究協議会（オンライン）	
17	金		
18	土		
19	日		
20	月		
21	火	経営会議、北河内地区教育長協議会	
22	水	感謝状贈呈式	
23	木	教頭・主任会	
24	金	大阪府都市教育長協議会定例会	
25	土	家庭教育講演会	
26	日		
27	月	大阪府市町村教育委員会研修会	
28	火		
29	水		
30	木		
31	金		
<<備考>> 変更となる場合があります。			

8 . 議案書

教委議案第 3 6 号

大東市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 1 5 条第 1 項の規定に基づき、大東市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について、次のとおり大東市教育委員会の議決を求める。

令和 6 年 1 2 月 2 0 日提出

大東市教育委員会

教育長 岡 本 功

理 由

利用登録に係る電子申請を開始するにあたり、貸出利用券の発行手続きを改正する必要があるため。また、視覚障害者に対する図書の郵送貸出を開始するにあたり、貸出期間を長期に設定するため。

大東市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則（案）

令和 年 月 日
教 委 規 則 第 号

大東市立図書館条例施行規則（平成17年教委規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「（個人登録）」に改め、同条第1項中「登録を申し込み、貸出利用券（様式第3号）の交付を受けなければならない」を「館長に申し込み、その登録を受けなければならない」に改め、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 館長は、前項の規定による登録を行ったときは、当該個人貸出しを受ける者として登録を受けた者（以下「登録者」という。）に対し、利用者番号を付与し、貸出利用券（様式第3号）を交付するものとする。ただし、登録者が貸出利用券の発行を希望しない場合は、館長が別に定める方法を用いて利用者番号を通知することにより、貸出利用券の交付をしたものとみなす。

3 前項の規定により、付与された利用者番号の有効期間は、個人貸出しを受ける者として登録された日から起算して5年とし、更新する場合は、貸出利用券申込書により再度登録を申し込まなければならない。

第3条に次の1項を加える。

4 登録者は、その登録の内容に変更が生じた場合は、速やかに貸出利用券申込書により館長に申し込まなければならない。

第4条の見出しを「（利用者番号及び貸出利用券の紛失等）」に改め、同条第1項中「貸出利用券」を「利用者番号を漏えいし、若しくは登録者以外の者によって使用され、又は利用者番号若しくは貸出利用券」に改め、同条第2項中「貸出利用券」を「利用者番号又は貸出利用券」に改める。

第5条に次の1項を加える。

3 前項本文の規定にかかわらず、館長が必要と認めたときは、貸出期間を別に指定することができる。

第6条第1号中「貸出利用券」を「利用者番号若しくは貸出利用券」に改め、同条第2

号中「前条第2項」の次に「及び第3項」を加える。

第8条第4項中「前条第2項」の次に「及び第3項」を加える。

第15条中「第2条、第5条」を「第2条第1項、第3条（第3項を除く。）、第5条」に、「第14条」を「前条」に、「第2条中」を「第2条第1項中」に、「第5条から第7条まで及び第9条中「館長」とあるのは「指定管理者」と」を「第3条（第3項を除く。）、第5条から第7条まで、第9条」に改める。

様式第2号中「所在地：大東市」を「所在地：」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年3月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この規則による改正後の第3条の規定は、この規則の施行の日以後に申込みのあった個人貸出しの登録について適用し、同日前に申込みのあった個人貸出しの登録については、なお従前の例による。

○大東市立図書館条例施行規則

平成17年3月30日

教委規則第4号

(目的)

第1条 この規則は、大東市立図書館条例（平成17年条例第15号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めることを目的とする。

(駐車場開場時間の特例)

第1条の2 大東市立生涯学習ルーム条例施行規則（令和3年規則第19号）第4条の規定により、大東市立まなび南郷の使用申請の受付時間が変更された場合における大東市立西部図書館の駐車場の開場時間については、条例第5条ただし書の規定により、当該変更された受付時間の終了時間から15分を経過した時間までとすることができる。

(資料整理日)

第1条の3 条例第6条の表に定める図書館の毎月1回の資料整理日は、次の表のとおりとする。ただし、大東市教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認めるときは、これを変更することができる。

施設の名称	資料整理日
大東市立中央図書館	第2月曜日（その日が休日のときは、その翌日）
大東市立西部図書館	第2水曜日（その日が休日のときは、その翌日）
大東市立東部図書館	第2火曜日（その日が休日のときは、その翌日）

(個人貸出し)

第2条 図書館の図書、記録その他の資料（以下「図書館資料」という。）の個人貸出しを受けることができる者は、次のとおりとする。

- (1) 市内に居住する者
- (2) 市内に通勤又は通学する者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員会が適当と認める者

2 守口市、枚方市、寝屋川市、門真市、四條畷市及び交野市に居住又は通勤若しくは通学する者は、本市に居住又は通勤若しくは通学する者とみなして、前項第1号及び第2号の規定を適用する。

3 大阪市及び東大阪市に居住する者は、本市に居住する者とみなして、第1項第1号の規定を適用する。

~~（貸出手続）~~（個人登録）

第3条 前条に定める者で貸出しを受けようとする者は、貸出利用券申込書（様式第1号。

前条第2項及び第3項に規定する者にあつては様式第2号）により登録を申し込み、~~貸出利用券（様式第3号）の交付を受けなければならない~~館長に申し込み、その登録を受けなければならない。

~~2 前項の規定により交付を受けた貸出利用券の有効期間は、交付を受けた日から起算して5年とし、更新する場合は、貸出利用券申込書により再度登録を申し込まなければならない。~~

~~3 第1項の規定により貸出利用券の交付を受けた者（以下「登録者」という。）は、その登録内容に変更が生じた場合は、速やかに貸出利用券申込書により変更の内容について、登録を申し込まなければならない。~~

2 館長は、前項の規定による登録を行ったときは、当該個人貸出しを受ける者として登録を受けた者（以下「登録者」という。）に対し、利用者番号を付与し、貸出利用券（様式第3号）を交付するものとする。ただし、登録者が貸出利用券の発行を希望しない場合は、館長が別に定める方法を用いて利用者番号を通知することにより、貸出利用券の交付をしたものとみなす。

3 前項の規定により、付与された利用者番号の有効期間は、個人貸出しを受ける者として登録された日から起算して5年とし、更新する場合は、貸出利用券申込書により再度登録を申し込まなければならない。

4 登録者は、その登録の内容に変更が生じた場合は、速やかに貸出利用券申込書により館長に申し込まなければならない。

（利用者番号及び貸出利用券の紛失等）

第4条 利用者番号を漏えいし、若しくは登録者以外の者によって使用され、又は利用者番号若しくは貸出利用券を紛失した登録者は、速やかに届け出なければならない。

2 利用者番号又は貸出利用券が、登録者以外の者によって使用され損害が生じた場合の責任は、登録者が負うものとする。

（個人貸出しの冊数及び期間）

第5条 個人貸出しの図書館資料の貸出冊数は、同時に10冊以内とする。ただし、館長が必要と認めたときは、その冊数を別に指定することができる。

2 貸出期間は、当該図書館資料の貸出しを受けた日の翌日から起算して2週間以内とす

る。ただし、館長が必要と認めたときは、2週間を限度として延長することができる。

3 前項本文の規定にかかわらず、館長が必要と認めたときは、貸出期間を別に指定することができる。

(貸出しの停止等)

第6条 館長は、次の各号のいずれかに該当するときは、一定の期間図書館資料の貸出しを停止又は制限し、若しくはその登録を取り消すことができる。

- (1) 登録について虚偽の申込みを行い、又は**利用者番号若しくは**貸出利用券を他人に使用させる等不正な行為をしたとき。
- (2) 個人貸出しを受け、前条第2項**及び第3項**に定める期間経過後もなお図書館資料を返納しないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、館長が図書館の運営上必要と認めたとき。

(団体貸出し)

第7条 図書館資料の団体貸出しを受けることができるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 市内の学校、幼稚園、保育所、認定こども園等
- (2) 市内に活動の本拠を置き、市内を専らその活動の範囲とする事業所及び団体であつて、図書館資料の利用によりその活動に多大の効果が見込まれるもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、館長が必要と認めるもの

(団体登録)

第8条 団体貸出しを受けようとする団体は、あらかじめ代表者を定め、団体貸出登録・更新申込書(様式第4号)により登録を申し込み、貸出利用券の交付を受けなければならない。

2 前項の規定により交付を受けた貸出利用券の有効期間は、交付を受けた日から起算して1年(学校、幼稚園、保育所、認定こども園等主に年度単位で事業を行っている団体の場合にあつては、貸出利用券の交付を受けた日から当該日の属する年度の末日まで)とし、更新する場合は、団体貸出登録・更新申込書により再度登録を申し込まなければならない。

3 第1項の規定により登録を受けた団体(以下「登録団体」という。)は、その登録内容に変更が生じた場合は、速やかに届け出なければならない。

4 第4条及び第6条の規定は、団体貸出しについて準用する。この場合において、第4条中「登録者」とあるのは「登録団体」と、第6条第2号中「個人貸出し」とあるのは

「団体貸出し」と、「前条第2項及び第3項」とあるのは「第9条」と読み替えるものとする。

（団体貸出しの冊数及び期間）

第9条 団体貸出しの図書館資料の貸出冊数は、団体の構成員1人につき3冊以内とし、貸出期間は3か月以内とする。ただし、館長が必要と認めた場合は、その冊数又は期間を別に定めることができる。

（自動車図書館）

第10条 自動車図書館は、市内を巡回し、図書館資料の貸出しその他の業務を行うものとする。

2 自動車図書館の巡回日時、場所等は、館長が別に定める。

（貸出しを行わない図書館資料）

第11条 貸出しを行わない図書館資料は、次のとおりとする。

- (1) 貴重図書
- (2) 新聞及び広報の類
- (3) 古書及び古記録の類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特に館長が指定する図書館資料

（他の図書館との相互貸借）

第12条 他の図書館との図書館資料の相互貸借は、それぞれの図書館で所蔵していない図書館資料に限り、行うことができる。

2 他の図書館の図書館資料の取扱いについては、本市図書館の取扱いに準じるものとする。

（図書館資料の寄贈又は寄託）

第13条 館長が適当と認めるときは、図書館資料の寄贈又は寄託を受けることができる。

（使用料の減免）

第14条 条例第7条の規定により、委員会は次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部を免除するものとする。

- (1) 委員会その他本市の実施機関が使用するとき。
- (2) 身体障害者手帳の交付を受けている者で、かつ、歩行困難な者が使用するとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員会が免除をする必要があると認めるとき。

（指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用）

第15条 第2条第1項、第3条(第3項を除く。)、第5条から第7条まで、第8条第4項、第9条、第10条第2項、第11条、第13条及び第14条前条の規定は、条例第10条の規定により指定管理者に図書館の管理を行わせる場合について準用する。この場合において、第2条第1項中「委員会」とあるのは「指定管理者」と、第5条から第7条まで及び第9条中「館長」とあるのは「指定管理者」と第3条(第3項を除く。)、第5条から第7条まで、第9条、第10条第2項、第11条及び第13条中「館長」とあるのは「指定管理者」と、第14条前条(第1号を除く。)中「委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、図書館の管理、運営等について必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に大東市立総合文化センター条例施行規則(昭和61年教委規則第6号)第4章の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(大東市立総合文化センター条例施行規則の一部改正)

- 3 大東市立総合文化センター条例施行規則(昭和61年教委規則第6号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成17年教委規則第5号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年7月28日から施行し、同年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正前の大東市立図書館条例施行規則の規定により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(大東市教育委員会事務局組織規則の一部改正)

- 3 大東市教育委員会事務局組織規則(平成7年教委規則第1号)の一部を次のように改

正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成１９年教委規則第１号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、平成１９年４月１日から施行する。

附 則（平成２０年教委規則第３号）
この規則は、平成２０年４月１日から施行する。

附 則（平成２０年教委規則第１０号）
この規則は、平成２０年８月１日から施行する。

附 則（平成２１年教委規則第３号）
この規則は、平成２１年４月１日から施行する。

附 則（平成２２年教委規則第１号）
この規則は、平成２２年４月１日から施行する。

附 則（平成２３年教委規則第５号）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成２４年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の大東市立図書館条例施行規則の規定によって作成された貸出利用券は、当分の間、改正後の大東市立図書館条例施行規則の規定によって作成されたものとみなし、使用することができる。
- 3 この規則の改正により作成する貸出利用券の発行等の行為は、施行の日前においても行うことができる。

附 則（平成２６年教委規則第３号）
この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則（平成３０年教委規則第４号）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成３０年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第５条第１項の規定は、この規則の施行の日以後に手続きする個人貸出しについて適用し、同日前に手続きする個人貸出しについては、なお従前の例による。

附 則（平成 31 年教委規則第 7 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年教委規則第 6 号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

貸出利用券申込書

年 月 日

（宛先）

貸出利用券を申し込みます。（新規・仮券発行・再発行・更新・変更・番号置換・除籍）

ふりがな			
氏 名			
	年	月	日生まれ
	第1希望：	（ ）	
電話番号	第2希望：	（ ）	
検索システム（OPAC）で登録をお願いします。			
メールアドレス	詳しくはスタッフまでお尋ねください。		
	〒	—	
住 所			

小・中学生 学校 年
市外居住者で市内に通勤・通学の方はご記入ください。

名 称：	（学年 ）
所在地：	大東市
電話番号：	（ ）

確認（保・運・学・他： ）（龍・寺・諸・楠・北・三）

（ここからは、記入しないでください。）

利用者番号： 受付者（ ）

〔仮券番号： /旧番号： 〕 有効期限

〔利用券発見〕 年 月 日

メモ

※当申込書で得られた個人情報は、取得目的以外には一切使用いたしません。

様式第2号（第3条関係）

広域利用者用

貸出利用券申込書

（守口市・枚方市・寝屋川市・門真市・四條畷市・交野市・東大阪市・大阪市・その他）

年 月 日

（宛先）

貸出利用券を申し込みます。（新規・仮券発行・再発行・更新・変更・番号置換・除籍）

ふりがな			
氏 名			
	年	月	日生まれ
第1希望：	()		
電話番号	第2希望：	()	
検索システム（OPAC）で登録をお願いします。			
メールアドレス	詳しくはスタッフまでお尋ねください。		
〒	—		
住 所			

北河内7市以外の居住の方で、大東市以外の北河内6市に通勤・通学の方は、下記もご記入ください。

名 称：	(学年)
所在地：	大東市
電話番号：	()

確認（保・運・学・他： ）（龍・寺・諸・楠・北・三）

（ここからは、記入しないでください。）

利用者番号： 受付者（ ）

〔仮券番号： /旧番号： 〕 有効期限

〔利用券発見〕 年 月 日

メモ

※当申込書で得られた個人情報は、取得目的以外には一切使用いたしません。

様式第 3 号(第 3 条関係)

(表)

貸 出 利 用 券	
大東市立図書館	

(裏)

◎本などをかりるときは、このカードをおだしてください。				
	大東市立 中央図書館	大東市立 西部図書館 「来ぶらり南郷」	大東市立 東部図書館 「来ぶらり四条」	
でんわ				
ところ				
か し だ し 時 間				
お や す み の 日				
◎このカードで、上のどの図書館でもご利用できます。				

団体貸出登録・更新申込書

年 月 日

(宛先)

団体貸出しの登録を申し込みます。
なお、利用にあたっては、関係の規則及び要綱を守ります。

新規・更新		登録申込者	ふりがな 氏名
団 体 名			
所 在 地	電話 ()		
代 表 者 氏 名			
担 当 者 氏 名	電話 ()		
図書館資料保管場所			
団体構成員		人	
貸出限度冊数		1人3冊 × 人 = 冊	

—————（ここからは、記入しないでください。）—————

利用者番号： _____ 受付者()
有効期限
年 月 日

メモ.....

※当申込書で得られた個人情報、取得目的以外には一切使用いたしません。

9. 一般業務報告

1. 令和6年度大東市一般会計補正予算（第4次）について
2. 部活動の地域移行について

令和6年度大東市一般会計補正予算(第4次)について

歳出

【家庭・地域教育課所管】

- 放課後児童クラブ管理運営経費 7,017千円
事業費確定に伴う子ども・子育て支援交付金の精算

債務負担行為

【教育総務課所管】

- 教育委員会総務経費(教育総務)(期間:令和6~7年度)限度額 22,842千円
学校校務業務に係る業務委託

【学校管理課所管】

- 小学校維持管理・保健経費(期間:令和6~9年度) 限度額 20,865千円
○中学校維持管理・保健経費(期間:令和6~9年度) 限度額 14,631千円

自家用電気工作物保守管理業務、エレベーター保守点検、消防設備等点検業務に係る経費

- 小学校給食運営経費(期間:令和6~7年度) 限度額 291,040千円
新1年生用物品購入費、給食賄材料費等に係る経費

- 小学校給食運営経費(期間:令和6~10年度) 限度額 659,106千円
(76,609千円増額)

給食調理業務委託(四条小、深野小、氷野小、泉小、諸福小、灰塚小)に係る経費。近年の急激な人件費上昇を考慮し、当初予算で計上した債務負担行為を増額するもの。

- 中学校給食運営経費(期間:令和6~7年度) 限度額 163,831千円
給食賄材料費等に係る経費

【家庭・地域教育課所管】

- 家庭教育支援事業(期間:令和6~7年度) 限度額 1,600千円
いくカフェ(企業)開催に係る業務委託

岡本教育長	定刻になりました。 開会に先立ち、委員の出席状況について報告を求めます。
北本部長	本日の出席は教育長及び教育委員3名、合計4名でございます。 太田委員がご欠席、また澤田委員におかれましてはオンラインにてご出席でございます。 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により本会議は成立することを報告申し上げます。
岡本教育長	報告のとおり、定足数に達しておりますので、ただ今から12月の教育委員会定例会を開催いたします。
岡本教育長	傍聴にお越しの皆様、本日は令和6年12月定例会に傍聴参加いただきありがとうございます。
岡本教育長	なお、本日は所管部署でございます産業・文化部より議案説明等のために出席いただいております。
岡本教育長	まず、日程第1「議事録署名委員の指名について」でございますが、本日の署名委員は、澤田委員によりしくお願いいたします。
岡本教育長	次に日程第2「教育長の報告」でございます。 これは、私の教育長としての活動をご紹介する中で、私が感じたことや考えていることをお伝えし、委員の皆様と情報交換を行うものです。 活動状況は別紙資料のとおりですが、前回の教育委員会定例会以降の4点について報告いたします。 まず、1点目でございます。 11月23日、「薬物乱用防止対話集会 in 大東市パートⅢ」がキラリエホールにて開催されました。 薬物依存症からの回復と社会復帰支援に関わっておられる倉田めばさんの基調講演や長年、本市の小中学校において薬物乱用防止についての指導・啓発にお力添えをいただいております大阪府薬物乱用防止教育講師、保護司等の皆様によるパネルディスカッション、北条中学校生徒によるロールプレイングなど充実した内容でした。 市販薬のオーバードーズが若年層で増えてきている現状や啓発の必要性について、参加された皆様と共有することができました。 2点目としまして、11月27日、大東市小学校連合音楽会がサートィホールにて開催され、参観いたしました。 回を重ねて第42回の実施となり、全校代表学年児童がすばらしい合奏や合唱を披露しました。 参観しながらいろいろなワードが浮かびました。たとえば「文化」「体験」「達成感」「自信」「専門性」「技の継承」等々です。 とくに「文化」「体験」については本市の子どもたちの課題である

と認識しており、だからこそ学校教育の中でこのような機会を創出する意義深さを改めて感じました。

3点目は、12月7日、サーティホール多目的小ホールにて開催されました大東市立図書館主催の「大東市図書館を使った調べる学習コンクール表彰式典」でございます。

市長賞3名、市議会議長賞4名、教育長賞6名、また優秀賞、学校団体賞などの表彰がございました。

応募数は1784作品と年々増加しており、しかも作品の質や完成度も高く、審査の段階から私自身、驚き、感心、感動を覚えました。

自ら課題を設定し、本や人と対話しながら粘り強く調べ、考えを深め、そして発信するという、まさにこれからの社会を生きる子どもたちに必要な力が本コンクールの趣旨と重なっているという点で、本市の児童生徒の学びにとってたいへん貴重な機会になっていると改めて感じました。

4点目は市議会関係でございます。

11月25日に本会議、12月2日に未来づくり委員会、16日から18日にかけて本会議が行われました。

後ほど一般会計補正予算については一般業務報告がございます。また一般質問につきましては1月定例会にて報告がある予定でございます。

今後の予定といたしましては、新年1月14日に「総合教育会議」がございます。

総合教育会議は、市長と教育委員会が教育政策について協議・調整する会議体でございます。

本市教育の課題やあるべき姿を共有し、相互に連携を図りながら効果的に教育行政を推進していくために設置されているものでございますので、委員の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

岡本教育長

私からの報告は以上でございます。
ご意見などはございませんでしょうか。

岡本教育長

ありがとうございます。日程第2「教育長の報告」につきましては、以上で終了とします。

岡本教育長

それでは、議事に入らせていただきます。

岡本教育長

まず、日程第3 教委議案第36号 大東市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について、提案理由の説明をお願いいたします。

家村課長

教委議案第36号「大東市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について」の提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正点は2点ございます。

1点目は、電子申請による貸出利用者の登録申込を開始することに伴い、貸出利用券の取扱いを変更するための改正でございます。

2点目は、視覚障害者に対して点字図書や録音図書等の郵送貸出を実施するにあたり、貸出期間を通常より長く設定するための改正でございます。

順にご説明いたします。

まず１点目、貸出利用券の取扱い変更に伴う改正についてで、改正箇所は、議案書４ページの第３条、第４条、議案書５ページの第６条が該当いたします。

現在、図書の貸出を受けようとする方は、規則第３条において「館長に登録を申し込み、貸出利用券の交付を受けなければならない。」となっていることから、少なくとも一度は図書館にご来館頂く必要がございますが、今回の改正において、申請者が希望する場合、具体的には申請者が電子申請を利用して貸出利用登録をする場合に、貸出利用券を発行する代わりに利用者番号を電子メールで通知することとしております。

この改正によって、申請者に一度も来館頂くことなく貸出利用登録が完結できるようになり、電子図書館のみを利用する方などの利便性が向上するものと考えております。

また現在、令和７年３月１日から新しい図書館システムを運用開始するための手続きを進めていますが、図書館の公式ＬＩＮＥと連携することで、利用者番号をバーコード表示できるようになり、貸出利用券の交付を受けなくても利用者のスマートフォンＬＩＮＥ画面で図書の貸出手続きができるようになります。

改正規則の施行日は、新システムの運用開始日である令和７年３月１日としており、貸出利用登録の電子申請につきましても同日から開始する予定でございます。

次に２点目、視覚障害者に対する図書の郵送貸出を実施する際の貸出期間の変更に伴う改正でございます。議案書５ページ第５条第３項の改正が該当いたします。

障害者に対する読書バリアフリーサービスの取組みの一つとして、点字郵便物や特定録音物等郵便物を無料で配達する、第４種郵便を利用し、視覚障害者に対して点字図書や録音図書等の郵送貸出を開始いたします。

視覚障害者への点字図書等の郵送貸出につきましては、窓口貸出と比べて郵送期間が必要なことや点字図書が一般図書と比べて読書に要する時間がかかることから、通常より長い貸出期間を館長が設定できるよう改正するものです。

視覚障害者に対する郵送貸出につきましても令和７年３月１日から開始する予定としており、改正規則をご議決いただきましたら速やかに要綱制定、第４種郵便の開始届出等の準備事務を進めてまいります。

また、これらの改正に伴い、条文を引用している議案書６ページの第８条第４項及び議案書７ページの第１５条につきましてもあわせて改正いたします。

最後に議案書１１ページ様式第２号の改正につきましては、記載に誤りがあることから、あわせて改正するものであります。

以上よろしくご審議のうえ、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

岡本教育等

この案件につきましてご意見・ご質問はございませんか。

岡本教育長

無いようでしたら、この案件につきまして承認の委員は挙手願いま

す。

【挙手全員】

岡本教育長

賛成全員により可決しました。

岡本教育長

それでは、産業・文化部所管に係る議案等はすべて終わりましたので、産業・文化部の職員は退席いただいて結構です。

岡本教育長

以上で本日の議事を終わります。

岡本教育長

次に、日程第４ 一般業務報告についてでございます。

岡本教育長

１番、令和６年度大東市一般会計補正予算（第４次）について、報告をお願いします。

北本部長

令和６年度大東市一般会計補正予算（第４次）について、報告申し上げます。

「令和６年１２月定例会月議会」は、１１月２５日から１２月１８日まで開催され、教育委員会所管分を含む一般会計補正予算（案）が、「可決」されたところでございます。

補正予算の内容につきましては、１０月２８日に開催されました教育委員会定例会におきまして、「教委議案第３１号」の意見聴取として、ご審議頂いたところでございます。

この内容につきまして、市長の補助執行分を含めまして、改めて報告申し上げます。

まず、「歳出」につきまして、説明申し上げます。

家庭・地域教育課所管の「放課後児童クラブ管理運営経費」の７０１万７千円の増額は、子ども・子育て支援交付金を活用した事業費確定に伴う精算でございます。

次に、「債務負担行為」について、でございます。

教育総務課所管の「教育委員会総務経費」限度額２，２８４万２千円は、令和７年度の学校における清掃や連絡物の配送等、学校校務の業務委託料に係るものでございます。

次の、学校管理課所管の「小学校維持管理・保健経費」限度額２，０８６万５千円と、「中学校維持管理・保健経費」限度額１，４６３万１千円は、エレベーターの保守点検や消防設備などの点検業務に係る委託料などで、令和９年度までの３年間の契約に係るものでございます。

次の、「小学校給食運営経費」限度額２億９，１０４万円と、「中学校給食運営経費」限度額１億６，３８３万１千円は、令和７年度分の新小学１年生用の物品の購入費や、小・中学校給食の食材の購入費等にかかるものでございます。

次の、「小学校給食運営経費」限度額６億５，９１０万６千円は、令和１０年度までの四条小学校など６校の給食調理業務委託に係る経費で、近年の急激な人件費を考慮し、当初予算で計上した「債務負担行為」の限度額を増額するもので、この度、７，６６０万９千円を増額するものでございます。

最後に、家庭・地域教育課所管の「家庭教育支援事業」限度額１６０万円は、家庭教育応援企業等による「いくカフェ」開催の業務の委託料にかかるものでございます。

「令和６年１２月定例月議会」におきまして、市長の補助執行分を含めた教育委員会所管分の「可決」されました補正予算の報告は、以上でございます。

よろしくお願い申し上げます。

岡本教育長

この件に関して、ご質問等はございませんか。

岡本教育長

２番、部活動の地域移行について、報告をお願いします。

村島総括次長

部活動、休日部活動の地域移行について今年度、昨年度の本市における動向等についてご説明いたします。

まず部活動地域移行とは、これまで中学校高校の教員が担ってきた部活動の指導を地域のクラブや団体などに移行することになります。

具体的にはスポーツ庁と文化庁が令和４年の１２月に策定いたしましたガイドラインに基づいて、まずは令和５年度、６年度、７年度の３年間を改革推進期間として休日の部活動を段階的に地域移行しようとしております。

これまでの学校での部活動は学校教育と密接に結びつきのあるものとして学校教員がほぼ担ってきております。

しかしながら全国的にも大東市においても少子化に伴って、例えば野球やサッカーなど、団体競技のチーム編成が難しい学校も数多く出てきております。

今後も子どもの数が減るという可能性があり、これまでのような部活動を維持することは困難になると考えられます。

また近年は教員の多忙化が大きな社会問題ともなっており、特に中学校では、本来は休日であるはずの土日に教員が部活動の指導や、大会の運営審判などの指導をしていることが長時間勤務の大きな要因の一つともなっております。

大阪府においては学校の部活動の顧問と同様の業務に当たることができる部活動指導員の配置に係る補助事業に早期から取り組まれており、本市もこの補助事業を活用して各校に部活動指導員を配置しております。

また、令和４年の国のガイドラインを受けて、大阪府でも部活動に関するガイドラインの改定が行われ、部活動地域移行の取組を推進していくとされております。

本市におきましては、令和４年度より、休日の部活動地域移行に関する意見交換会を行い、有識者の方々からご意見を頂戴するとともに、令和５年度からの休日部活動地域移行をモデル実施するための準備をスタートさせました。

国の定める改革推進期間が始まった令和５年度からは、部活動地域移行総括コーディネーターを配置、部活動に関する意見交換を継続して実施、また、運動部では剣道部における休日活動の地域移行、文化部ではメディア部の新設と地域移行、以上四つの柱を軸にして、休日の部活動地域移行をモデル実施いたしました。

今年度は競技種目を拡大して、運動部では民間の水泳施設（温水プ

ール)を利用した水泳部の地域移行や、大阪府立野崎高等学校や大阪産業大学と連携したバスケットボールスクールの開校、また文化部では、将棋やけん玉などクールジャパンクラブの新設など特色ある取組を実施また展開しております。

令和6年12月今月時点で中学1年生から3年生まで、延べ128名の生徒が所属しており、昨年9月に実施いたしました地域移行の活動に参加している生徒、保護者対象のアンケート結果によりますと、生徒の90%、保護者の85%が活動に満足しているとお答えいただきました。

参加している生徒からは、「自分より強い生徒と練習できるようになって嬉しい」、あるいは「団体でチームを組めるようになり、たくさん試合に出られるようになった」といった感想や、「やってみたら自信が持てた」、あるいは「いつもの学校の友だちとは違う人と仲良くなれた」といった肯定的な意見をいただいております。

本市の取組は大阪府教育庁も連携して早い段階から進めており、府内外から今年度も多くの教育委員会並びに議会などから視察の受け入れやご相談をいただき、報道機関等からの取材もいただいているところです。

今月12月8日と15日には、小学4年生から6年生を対象とした小学生の体験会も実施いたしました。

こちらには延べ29名の児童が参加して、中学生と一緒に活動しました。

参加した児童からは「指導者がしっかり教えてくれたのでまた来たいと思いました」、「たくさんの指導者がおられて内容の濃い体験になりました」、「上達する方法をもっと教えてほしい」といった感想が寄せられております。

保護者の方にも多数参観いただいて、保護者の方々にも期待が高まっているということがうかがえました。

今後についてですが令和5年度、令和6年度ともに国の方で部活動地域移行の実証事業を行っておりまして、本市はその委託を受けて進めてきた経緯があります。次年度も本実証事業は実施されるであろうと予想されますので、本市としては引き続き委託を受けて取組を進めていこうと考えております。

また、令和6年12月に開催された国の有識者会議では、地域移行という名前を地域展開に名前を変えていくということであるとか、令和8年度以降引き続いて6年間、次の改革期間と位置付けるとということ、また平日の部活動も地域移行を進めていきたいという方向性が示されたところです。

本市においては、剣道について、平日においても市剣道連盟に受け皿になっていただけるかという協議を今重ねているところです。

来年度からは平日の地域移行や地域展開についても推進していきたいと考えております。

現在、学校が全て担ってきた部活動を移行するにあたって、地域移行で活動を広げる中、様々な課題が出てきていることも事実であります。それらを一つ一つ解決しながら取組を進めているところで、指導者の確保また研修、受益者負担の問題など議論すべきことはまだまだたくさんありますが、まずは行動して、生じた課題に真摯に向き合ってノウハウも蓄積していきながら、子どもたちが充実した時間を過ご

すことができるように取組を進めてまいりたいと考えております。
休日部活動の地域移行については以上です。

岡本教育長

この件に関して、ご質問等はございませんか。

中野委員

ご説明ありがとうございました。

来年水泳部も移行を進めていくというお話で、どこかの室内プールを利用するのかなと思いますが、その対象となる校区、学校、費用面、あるいは企業側のオペレーション、その辺はどのようなイメージですか。

村島総括次長

水泳部につきましては令和6年の5月から始めているところです。

今までは夏しか泳げなかったのですが、温水プールということですから室内は暑く外との気温差もありますが、冬も活動をしているところです。

場所につきましては、プールの水代はやはり費用がかかるということでは一つ課題としてはありますが、大東市内あるいは近隣の水泳が可能な施設にいろいろご相談して、今は活動をさせていただいているところです。

現在大東市内には水泳部が2校ございますが、部員の減少等もありますので、今は8校から広く集めて活動を行っているところです。

中野委員

元々は2校しかなかった部活が8校の学校からも来るようになって、今何人ぐらい利用されていますか。

村島総括次長

登録は40名近くおりますが、3年生は進路に関する時期も控えているというところですが、3年生が引退して来てはいけないという扱いにはしておりませんので、また進路が決まった後のシーズンなどには、3年生も参加してくれるかなと考えております。ちなみに先週は15名ほど参加して泳いでおりました。

岡本教育長

他にご質問はございませんでしょうか。

澤田委員

ご説明ありがとうございました。まずは行動、ということで、その姿勢で前に進めていただきたいと思います。

子どもの活動が充実するためにと最後におっしゃっていましたが、これまで令和4年度から検討してこられた中で、子どもたちの声をどの程度聞いているのか、またその対象に小学生も含んでいるのかについて教えてください。

村島総括次長

子どもたちの声につきましては、オンラインでのアンケート調査等を行っております。

また参加している生徒には、参加してどうだったか内容についてさらに良いものにするために、紙ベースでのアンケート等を行っております。

なお小学生については、今月は体験会ということで参加を促しましたが、原則中学生の部活動ということで、市内の8中学校の生徒が参加している活動になります。

澤田委員

地域移行・地域展開については各自治体でどこまでやりきるかということが委ねられていると思うので、そのあたりが定まってくると、進めやすくなっていくのかなと思いました。平日の部活動ということでお話いただいていたので、学校側は今までのイメージなのか、部活動＝学校のものというイメージが数年かけて変わっていくということなのかなと思ったのですがそのあたりはいかがでしょうか。学校から部活動が離れていくというイメージが既にあるのか、教えてください。

村島総括次長

委員がおっしゃいますように地域によって実情は異なり、国の方でもそれぞれの地域に合った部活動の地域展開を進めるように、とされております。

大東市におきましては、８校で自転車移動も可能な距離の事情であるとか、指導者も比較的大阪市内や東大阪など大東市以外からも協力いただいている方がおられるというところでは、利点が多いと考えております。平日につきましては、まだまだ移行には、場所の問題であるとか、あるいは指導者が平日夜は参加が難しいといった課題がありますので、今後しっかり検討し、持続可能な形でいうところでは、まだまだ学校の協力も得ながら進めていく必要があると考えております。

澤田委員

まさに学校の協力というところが肝かなと思いました。

それぞれの学校でそもそも持続可能ということを見据えた時に、部活動の数、種類がある学校の方が率先して検討していけることかなと思いますので、そのあたりはぜひ協働して進めていただけたらと思います。

岡本教育長

以上で本日の日程は全て終了となりました。

それでは、次回の日程につきまして事務局より報告をお願いいたします。

北本部長

次回、１月の教育委員会は令和７年１月１４日午後１時００分からの開催でいかがでしょうか。

岡本教育長

委員の皆さん、よろしいでしょうか。

それでは、次回は令和７年１月１４日午後１時００分から開催することといたします。

岡本教育長

以上をもちまして、１２月定例会を終了といたします。

ありがとうございました。

以上

令和7年1月14日

岡本教育長

澤田委員